

令和7年度（令和6年度からの繰越分）生産性向上・職場環境整備等事業
給付金審査及び申請相談等対応業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和7年度（令和6年度からの繰越分）生産性向上・職場環境整備等事業給付金審査及び申請相談等対応業務に関し、次のとおり業務委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、令和7年度（令和6年度からの繰越分）生産性向上・職場環境整備等事業給付金審査及び申請相談等対応業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を別添「令和7年度（令和6年度からの繰越分）生産性向上・職場環境整備等事業給付金審査及び申請相談等対応業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約の日から令和8年1月30日までとする。

（委託料の限度額）

第4条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として金 円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

（委託料等）

第5条 委託料は、委託事業が終了し、その額が確定した後、乙から適正な支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委託料の90パーセント以内の額を、概算払をすることができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別記様式）を甲に提出しなければならない。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第138条第2項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

（実績報告等）

第7条 乙は、委託事業が終了したとき又は第19条若しくは第20条の規定によりこの契約が解

除されたときは、委託事業の成果を記載した実績報告書を委託事業終了の日から起算して14日以内に甲に提出しなければならない。この場合において、第5条第2項の規定による概算払を受けたときは、実績報告書に概算払精算書（財務規則様式第102号）を添付するものとする。

（委託料の額の確定）

第8条 甲は、前条の規定により乙から実績報告書の提出があったときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

（秘密の保持）

第9条 乙は、委託業務の履行に当たって知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第10条 乙は、委託事業を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別紙「個人情報の保護に関する事項」を遵守しなければならない。

（再委託の制限）

第11条 乙は、委託事務の達成のため、委託事務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（委託事業の報告等）

第12条 甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について乙に報告を求め、又は実地に調査することができる。

（勧告）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、必要な勧告を行うことができる。

- （1）この契約に違反したとき。
- （2）委託事業の実施時期及び方法が不相当であるとき。
- （3）第12条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は実地の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（契約の解除等）

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、契約を解除することができる。この場合、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができるものとする。

- （1）乙が前条の勧告に従わなかったとき。
- （2）委託事業を委託する必要がなくなったとき。

(3) 乙が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したとき。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、委託料の範囲内で直ちに損害を賠償しなければならない。

- (1) 乙が、委託事業の実施に関し、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(現場責任者)

第 16 条 乙は、委託業務の履行に当たり、次の事項について、乙を代理して、乙の従業員を直接指揮命令する現場責任者を選任し、甲に届け出なければならない。また、変更する場合も同様とする。

- (1) 委託業務を行う乙の従業員（臨時代替員を含む。以下「業務員」という。）の指揮監督及び業務処理
- (2) 委託業務の履行に関する甲との業務連絡及び調整
- (3) その他この契約目的達成に必要な事項

2 甲は、委託業務の履行に関する指示等については、乙の選任した現場責任者に対して行うものとする。

(法律上の責任)

第 17 条 乙は、業務員に対し、労働関係法令等の規定に基づく雇用主及び使用者としてのすべての責任を負うものとする。

(規律維持)

第 18 条 乙は、業務員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び業務規律の維持に責任を負うものとする。

(従業員の身元保証等)

第 19 条 乙は、業務員の身元保証、健康管理及び就業に伴うすべての結果に関し、その責めを負わなければならない。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 20 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(協議)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(合意管轄)

第 22 条 この契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合は、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

(甲) 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6
茨城県知事 大井川 和彦

(乙)

別紙

個人情報の保護に関する事項

(基本的事項)

第1 乙は個人情報の重要性を確認し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知りえた個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙はこの契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を目的以外に利用し、又は提供してはならない。また、個人情報を取り扱う機器の操作ミス等を防ぐためのソフトウェアを導入するなど、予め個人情報漏洩を防止する対策を講じること。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するため甲から委託された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(業務員の監督)

第7 乙は、委託業務に従事している者に対して、第1から第6までの事項を遵守するよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに返還するものとする。

(立入調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時、調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は委託者である茨城県（実施機関）を、乙は受託者を指す。

別記様式

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

概 算 払 請 求 書

令和7年度（令和6年度からの繰越分）生産性向上・職場環境整備等事業給付金審査及び申請相談等対応業務委託契約書第5条第3項の規定に基づき概算払いを下記のとおり請求します。

記

- 1 委託料
- 2 概算払請求書
- 3 残額
- 4 概算払を必要とする理由
- 5 振込口座

金融機関名	銀行			支店
預金の種類	1 普通	2 当座	3 その他（ ）	
口座番号				
フリガナ 口座名義				

(第7条関係)

令和 年 月 日

茨城県知事

殿

所在地

団体名

代表者名

令和7年度（令和6年度からの繰越分）生産性向上・職場環境整備等事業
給付金審査及び申請相談等対応業務委託に係る実績報告書

令和 年 月 日付けで受託した標記事業が完了しましたので、令和6年度生産性向上・職場環境整備等事業給付金審査及び申請相談等対応業務委託契約書第7条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 精算書

区 分	金 額
契約額 (a)	円
概算払受領済額 (b)	円
年間所要額 (c)	円
過不足額 (c-b)	円
契約残額 (c-a)	円

2 受託事業に係る実績等

- (1) 事業実績（任意様式）
- (2) 収支決算書（任意様式）